

保険薬局である旨	当薬局は、厚生労働大臣が定める基準に基づいて調剤を行う「保険薬局」です。「保険薬局」とは、薬剤師が健康保険を使って調剤を行うほか、一般薬の販売も行っている薬局です（一般薬には健康保険は適用されません）。
調剤管理料及び服薬管理指導料に関する事項	<p>当薬局では、患者さまごとに作成した薬剤服用歴などをもとに、以下のサービスを提供しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重複投薬、相互作用、薬物アレルギーの確認 <p>処方された薬について、重複投薬や薬の相互作用、薬物アレルギーを確認した上で、薬剤情報提供文書を通じて情報を提供し、基本的な説明を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・服薬状況の確認と説明 <p>薬剤服用歴を参照しながら、患者さまの服薬状況や体調の変化、残薬の状況などを把握し、処方された薬の適正使用のために必要な説明を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続的なフォローアップ <p>薬剤交付後も、患者さまの服薬状況や体調の変化を継続的に確認し、必要に応じて指導を行っています。</p>
調剤報酬点数表の一覧等	調剤報酬点数表の一覧（日本薬剤師会作成）
明細書の発行状況	当薬局では、医療の透明性を高め、患者さまへ情報提供を積極的に行うために、領収書発行時に「個別の調剤報酬の算定項目が分かる明細書」を無料で発行しております。明細書の発行を希望されない場合は、事前にお申し出ください。
施設基準の届出	調基 1, 地支体 2, 薬連強, 後発調 3, 在薬総 1, 薬DX, か薬, 在薬
医療DX推進体制整備加算・医療情報取得加算	<p>■医療DX推進体制整備加算・医療情報取得加算に関する事項</p> <p>当薬局では、マイナンバーカードを用いたオンライン資格確認に対応しています。オンライン資格確認システムを通じて、患者さまの診療情報や薬剤情報を取得し、調剤や服薬指導などに活用しています。また、電子処方箋の情報提供サービスを活用し、医療DX（デジタルトランスフォーメーション）に関わる取り組みを実施しています。マイナンバーカードの健康保険証利用を促進することで、質の高い医療の提供に努めています。</p>
連携強化加算	<p>■連携強化加算に関する事項</p> <p>当薬局は以下の基準を満たしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第二種指定医療機関の指定 ・感染症や災害発生時の体制整備および周知 ・感染症や災害発時の手順書作成および職員との共有 ・被災状況に応じた研修および地域協議会、研修、訓練等への参加計画・実施 ・被災状況に応じた医薬品、衛生材料、検査キット等の備蓄および提供体制の整備 ・自治体からの要請に応じた人員派遣の協力体制の整備 ・オンライン服薬指導およびセキュリティ対策の整備 ・要指導医薬品・一般用医薬品・検査キットの取り扱い
薬剤に関する費用について	<ul style="list-style-type: none"> ・薬剤の容器代：50円～100円
長期収載品の選定療養について	<p>■長期収載品の選定療養について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2024年10月1日より、一定の条件を満たす長期収載品（特許期間を終了した医薬品）を選択した場合、従来の自己負担に加え、「選定療養費」の負担が発生します。
在宅医療関連	<p>通院が困難な患者さまに対し、ご自宅へお伺りして、お薬のお届けと服薬指導、管理のお手伝いをさせていただきます。短い期間のご利用も可能ですので、お気軽にご相談ください。</p> <p>※医師の了解と指示が必要となります。事前にご相談ください。</p> <p>■介護保険</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅療養管理指導および介護予防居宅療養管理指導 <p>同一建物居住者以外：518単位/回</p> <p>同一建物居住者：379単位/回(2-9人)、342単位/回(10人以上)</p> <p>※1単位=10円 10単位=10円（1割負担）30円（3割負担）自己負担率や地域により金額が異なることがあります。</p> <p>■医療保険</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅患者訪問薬剤管理指導 <p>同一建物居住者以外：650点/回</p> <p>同一建物居住者：320点/回(2-9人)、290点/回(10人以上)</p>